

**貨物概要**

映画の格闘場面で武器として使われた小道具を模した鉄鋼製の物品で、長さが 23 cm、最大幅 7 cm、厚さ 0.5 cmのもの。形状は、背にU字溝の付いた刃渡り 12 cmの刃の部分と、握りやすく形づくった把手部分が一体となっており、把手部分の周囲には、針状の突起物が 10 個取り付けられている。

**分類**

関税率表第 9307.00 号（統計番号 9307.00-000）の刀、剣、やりその他これらに類する武器

**分類理由**

映画に使用された特殊な形状をした武器を模していることから、第 82.08 項及び第 82.11 項のナイフ又はその刃とは認められず、刀剣類の一種であると認められます。また、関税率表解説第 93.07 項に同項に含まれるものとして「演劇の小道具用にのみ使用する武器」と規定されておりますので、上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）